

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約に基づき、仕様書（仕様書、図面、見本又はその他発注者の指示を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「当該製造物件」という。）を、納入期限までに納入し、発注者は、契約金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(契約の保証)

- 第2条 発注者は、受注者が納付すべき契約保証金を免除する。

(監督又は中間検査)

- 第3条 発注者は、必要があるときは、あらかじめ受注者と期日及び場所について協議の上、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督し、又は中間検査をすることができる。

(納入方法)

- 第4条 受注者は、製造物件を納入するときは、納品書を付して行わなければならない。
- 2 受注者は、法令により行政庁等の検査、検定、許可、届出等を要する製造物件については、発注者が行うべき当該行政庁等への申請その他所要の手續について、発注者に協力するものとする。
- 3 受注者は、据え付け又は調整を要する製造物件については、納入の際に据え付け又は調整を完了するものとし、その完了の日に当該製造物件の納入があったものとする。

(検査)

- 第5条 発注者は、前条第1項又は第3項の規定による納入を受けた日から10日以内に、当該製造物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しているか検査をしなければならない。
- 2 受注者は、前項の検査に立ち会わなければならない。
- 3 第1項の検査に合格した時をもって、発注者は受注者から当該製造物件の引渡しを受けたものとする。
- 4 第1項の検査に必要な費用及び同項の検査のために変質し、消耗し、又はき損した製造物件の損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

- 第6条 前条第3項の規定による引渡し前に生じた製造物件の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(履行の追完)

- 第7条 第5条第1項の規定による検査の結果、当該製造物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は、受注者に対し、当該製造物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、受注者は、発注者が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。
- 2 前項の場合においては、第4条及び第5条の規定を準用する。
- 3 発注者は、検査合格後であっても、引き渡された当該製造物件が契約不適合であるときは、受注者に対し、当該製造物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、受注者は、発注者が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。
- 4 第1項及び第3項に規定する契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、これらの規定による履行の追完を請求することができない。

(代金の減額)

- 第8条 引き渡された当該製造物件が契約不適合である場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の

程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(代金の支払)

第9条 代金の支払は、第5条第1項の規定による検査に合格した後、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第10条 発注者の責めに帰すべき事由により前条の支払期限までに代金を受注者に支払わない場合は、発注者は、受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額とする。

(債務不履行の場合の損害金)

第11条 受注者がこの契約に定める義務を履行しないため、発注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(納入遅延に対する遅延損害金)

第12条 受注者は、納入期限までに当該製造物件を納入しない場合には、発注者に対して遅延損害金を支払うものとする。ただし、その納入しないことが受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延損害金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額とする。

3 発注者に生じた損害額が第1項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、発注者は、その超過額について、別途、受注者に損害賠償の請求をすることができる。

(契約変更)

第13条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(催告による解除)

第14条 発注者は、受注者がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

- (2) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者がこの契約に違反したとき又は受注者がこの契約に違反するおそれがあると発注者が認めたとき。

2 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第16条 前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払うものとする。ただし、その契約の解除が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、発注者は、その超過額について、別途、受注者に損害賠償の請求をすることができる。

3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

(担保責任の期間の制限)

第17条 受注者が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものを発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、第7条に規定する履行の追完、第8条に規定する代金の減額及び第11条に規定する損害賠償の請求、第14条、第15条及び第16条に規定する契約の解除若しくは違約金の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為による解除)

第18条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 受注者が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

第19条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第20条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が、下野市財務規則（平成18年下野市規則第49号）第48条第1項及び49条第1項に基づく確認を行い、支出命令確認の登録を行った時点で生ずるものとする。

（変更の届出）

第21条 受注者は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって発注者に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、発注者からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

（費用の負担）

第22条 この契約の締結に要する費用及び入札又は見積条件で発注者が負担する旨を提示した以外の費用は、受注者の負担とする。

（裁判管轄）

第23条 この契約について訴訟等を行う場合は、下野市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

（暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項）

第24条 受注者が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下、「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

2 前項に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなど

の被害が発生した場合には、受注者は、発注者と協議を行うこと。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。